

## 薬剤師研修・認定電子システム (PECS) の導入について

公益財団法人 日本薬剤師研修センター  
理事長

豊島 聡 *Toyoshima Satoshi*



2021年秋に日本薬剤師研修センター（以下「研修センター」という）は、研修履歴や各種認定に関する全ての手続きや管理のために薬剤師研修・認定電子システム (PECS) を導入します。PECSは、研修センターの事務処理能力向上等により認定申請から認定までの期間を短縮するとともに研修認定薬剤師制度においてこれまで薬剤師研修手帳（以下「研修手帳」という）と研修受講シールで行ってきた単位管理の確実化（研修受講シールの紛失などを防ぐとともに単位の不正取得を防止する）などを可能にし、研修認定取得を希望する薬剤師にとってより有用性・利便性に優れた制度にするため導入することとしました。

### 1. PECS導入の背景

研修センターでは、以前より研修認定薬剤師の認定を希望する薬剤師にとってより有用な制度とすることを目指し、電子システムの導入を検討していましたが、以下に述べるような状況に対応するため導入が早まりました。

#### 1) 研修認定薬剤師の認定希望者の急増

2016年度調剤診療報酬改定でかかりつけ薬剤師指導料が新設されその施設基準として研修認定薬剤師が認められたことから、年間認定者数が大幅に増加しました。2015年度の約14,000人から2016年度は約42,000人にまで増加しました。従来、研修センターは、認定申請書がセンター到着後2ヶ月位を目途に認定証を発行してきました。しかし、認定申請の大幅な増加は、申請書の確認・審査は研修センターの担当者が一件ずつ行うため2ヶ月を目途に認定することを困難にしました。この状況は、担当者の頑張りや人員の増強により乗り切ることができましたが、研修センターにおける処理能力を高めることが大きな課題となりました。一方、研修認定薬剤師の認定申請、認定証送付の仲介には各都道府県薬剤師研修協議会があたっ

ていますが、これは、郵送で行われることから研修認定薬剤師の認定申請から認定証の受領までの時間を長くする要因の一つとなっていました。その解決には、これまで都道府県薬剤師研修協議会が担ってきた役割を損なうことなく直接研修センターに認定申請できるようにする方策が必要と考えられました。

#### 2) 研修受講シールの不正取得

2019年に、オークションサイトで研修受講シールが売買される事案が確認されました。その不正防止のため研修センターは、発行された受講シールが確かに受講したことの証明となる名簿の作成を研修実施機関に依頼いたしました。この名簿の作成は研修実施機関には大きな負担となります。研修実施機関の負担を増大させずに不正行為を防止する対応も喫緊の課題となりました。なお、この課題解決にあたっては、不正を行う薬剤師はごく一部であることから、真面目に研修を受講している薬剤師は報われるような管理にすることが、必要と考えられました。また、研修受講シールの管理に関しては、研修手帳への受講シールの張り忘れ・紛失などの問題もありました。

上述の課題解決には、認定申請から認定までの時間を制度の根幹に影響することなく短縮し、取得単位の管理を確実・容易にすることのできる、薬剤師にとって利便性の高いシステムを構築することが必要と考え、PECSを企画いたしました。PECSでは、研修受講に関する管理や認定申請といった全手続きを同システムで行いますので、研修受講シールと研修手帳の廃止が可能となりました（既にPECSの稼働に先立ち、研修手帳の販売は本年3月で終わっています）。

### 2. PECSの概要

#### 1) 登録

研修認定の申請に必要な単位の交付を受けるためには、まずPECSに登録することが必要です。登録に

あたっては、パソコンやスマートフォンなどで、PECSの専用サイトにアクセスし、薬剤師名簿登録番号や名簿登録年月日、自宅住所などを入力するとユーザIDが無料で交付されます。勤務先の情報は必要ないため求職中の薬剤師も登録できます。パスワードを設定してログインしますと、画面には、(1) QRコード、(2) 研修等の終了状況、(3) 受講・受験申請、(4) レポート提出、(5) 受講歴一覧、(6) 認定申請、(7) IDカード発行申請、(8) 個人情報変更のメニューが表示されます。PECS稼働後は、このメニューから各薬剤師が必要とする情報を取り出すことができます(QRコードの付与はPECS稼働前)。

なお、現在の研修支援システムに登録していてもPECSは新たなシステムですので登録は必須です(改めてユーザIDが交付されます)。

## 2) 研修の種類と単位の取得

認定対象となる研修の種類は自己研鑽に寄る単位取得のバリエーションを広げるため、従来の5種類を次の8種類に増やしました。(1) 集合研修、(2) 学術集会(従来は集合研修に分類)、(3) e-ラーニング研修、(4) ウェブ利用研修(集合研修即時配信型)、(5) ウェブ利用研修(学術集会)、(6) 自己研修、(7) 学術集会等発表、(8) 学術雑誌論文掲載。

単位取得方法は研修により異なります。(1)、(2)では、受講者は自身のQRコードを研修開始時と終了時に読み取り機に読み取らせませす。読み取り終了後のデータを研修実施機関は、PECSにアップロードすることにより取得単位がPECSに記録されます。この読み取りに必要な時間は、40人につき2分~2分半(読み取り機一台あたり)ですので、従来研修会や学会終了後に研修受講シールを受け取るために発生した長蛇の列は解消されることとなります。なお、QRコードを印刷した用紙あるいはスマートフォンを忘れると単位を取得できなくなります。後付けでの単位取得はできませんので、注意が必要です。(3)~(5)では、研修受講者は研修実施機関が定める方法で受講します。研修実施機関は、記録に基づいて電子的に受講者名簿を作成してデータをPECSにアップロードします。これにより取得単位がPECSに記録されます。(6)~(8)については、定められた方法によりPECSを用いて薬剤師個人が研修センターに単位を申請します。これらにおける単位の認定については審査があり、その結果に基づいて研修センターは取得単位をPECSに登録します。(7)、(8)は、自己研鑽を評価するため新たに設けた研修であり、主たる発表者にも単位が付与されます。

## 3) 認定申請

認定申請はPECS画面上に示された研修受講記録をもとに手続きします。これまでに交付された研修受講シールを使用する場合はその単位数を入力し、別途受講シールが添付された研修手帳等を研修センターへ送付します。審査結果は電子メールで通知され、認定薬剤師証は後日郵送されます。

このように、PECSの全面稼働以前に交付されたシールは引き続き認定申請に使用できますので、過渡的に書類を使用することになりますが、その場合でも全てを電子システムで行います。

なお、認定薬剤師証は従来通り書面で発行されます。また、認定薬剤師カードの発行も従来通りです。

## 4) 研修実施機関のPECS登録(申請、新たなユーザIDを交付)

研修実施にあたって、研修実施機関はPECSに登録する必要があります。

研修実施機関は、実施する研修の種別により次の5つに分けられます。(1) 集合研修実施機関、(2) 学術集会実施機関、(3) e-ラーニング研修実施機関、(4) ウェブ利用研修(集合研修即時配信型)実施機関、(5) ウェブ利用研修(学術集会)実施機関。研修の実施には、この5つの種別それぞれについて実施機関としての登録が必要となります(複数の実施機関登録が可能)。研修実施機関となることのできる団体であるか等、研修実施機関としての要件を満たしていることが申請後の審査で認められればPECSに登録され、ユーザIDが交付されます。

なお、パスワードや登録した研修実施機関情報の変更は、研修実施機関の担当者がアクセスして行うことになっています。

## 5) その他の要点

(1) 研修履歴や各種認定に関する全ての手続きや管理

研修受講管理・認定申請など全ての手続きはPECSを使用して行います。また、PECS稼働後は、受付・処理・送付全般を研修センターが行います。申請も電子申請となり、都道府県薬剤師研修協議会を経由しなくなりますので、郵送の手間と時間が短縮されることとなります。

なお、ユーザ情報の安全確保のためこのシステムの使用者・団体はユーザIDの管理を厳重にする必要があります。

(2) 単位管理の確実性

これまで研修受講単位は、研修受講シールを研修手帳に添付することにより行われてきたため、研修受講シールの紛失や研修受講記録の不明確化・散逸などの問題が発生しておりました。取得単位は本来自己管理するものですが、上述のように取得された単位は一括してPECSで管理されるためシールの紛失や受講記録の散逸などの問題は起きなくなります。また、研修の受講履歴の自動的な記録/管理により、単位の不正取得もできなくなると考えられます。

## 最後に

電子化システムが稼働しますと、PECSに登録していない薬剤師は研修認定申請に必要な単位の交付を受けられなくなります。臨床の薬剤師を目指していなくとも将来を見据えてできるだけ多くの薬剤師がPECSに登録することを期待しています。